

令和7年度 親子法律教室

解釈のちから

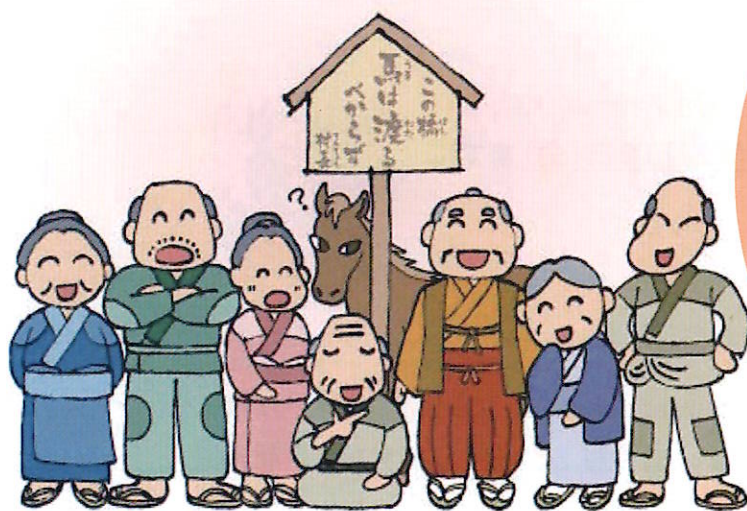
～紙芝居で学ぶ法教育～

わたし

私たちの生活の中にはたくさんのきまり（ルール）があるよね。

でも、ルールなんてないほうが、もっと自由で楽しいかもしれない・・・。
さてさて、村の村長さんがある日突然作った奇妙なルールで村人たちは大騒ぎ。

ルールって一体何なのか、村人たちと一緒に考えてみよう。



あらすじ

物語はとある村から始まります。

その村では、とても評判のよい「村長」
がきまりを作ることが
ならわしとなっていました。

そんなある日突然
「この橋、馬は渡るべからず」
という立札が！

村人たちは悩みます。

どういうことだろう？

あの村長が・・・？

あっと驚く真相とは？

開催日時: 令和8年3月15日(日) 10:00～12:00

開催場所: 北海道立道民活動センター かでる2・7 大会議室

(〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル)

主催: 日本司法書士会連合会・札幌司法書士会

後援: 法務省・日本司法支援センター法テラス

札幌市・札幌市教育委員会

司法書士法教育ネットワーク

問合せ先: 札幌司法書士会 事務局「親子法律教室係」

TEL 011-281-3505

申込方法は裏面
をご覧ください。

保護者の皆様へ

1. 参加対象・イベント概要

当イベントは、小学4年生のお子様と保護者の皆様に、きまり(ルール)とは何か、学んでいただくことを目的としています。

お子様1名・保護者の方1名で1組とし、40組程度の実施を予定しています。

※会場の人数制限があるため、ご参加の方以外のご来場・見学はご遠慮くださるようお願いいたします。

※当イベントでは、お子様と保護者の方をそれぞれ別のグループに分けて授業を実施いたします。お子様・保護者の方それぞれの立場から、きまり(ルール)に対する解釈の違いを体験し、楽しんでいただくことを目的としております。

2. 参加費用

無料です。

3. 参加方法

事前の応募が必要です(当日の飛び入り参加はできません)。

また、例年、多数の方にご応募いただいているため、ご参加は厳正な抽選により、当選された方に限らせていただきます。

4. 応募方法

パソコン、スマートフォン等を使用し、**下記専用フォーム(右記QRコード)に必要事項をご記入**の上、令和8年2月13日(金)までにご応募ください。

<https://forms.gle/qjuxTAGpRgWXCqBK6>



5. 抽選結果のお知らせ

令和8年2月20日(金)までに oyako.houritsu.sapporo@gmail.com より、メールにてお知らせいたします。万一、メールが届かない場合は、恐れ入りますが、下記までお問い合わせください。

6. 個人情報の取扱いについて

お申込の際にお預かりした個人情報は、当親子法律教室以外の目的には使用いたしません。

7. 問合せ先

TEL 011-281-3505 (月～金(祝日を除く)午前10時～午後4時)

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目3番地 パークイースト札幌 2階

札幌司法書士会 事務局「親子法律教室係」まで。